

舟形町教育振興修学資金修学生募集要項(新規申込者用)

舟形町では、将来を担う人材を育成するとともに教育の機会均等に寄与することを目的として、「舟形町教育振興修学資金」の貸付けを行っています。

令和8年度における貸し付けを希望される方は下記によりお申込みください。

▼募集人員／新規10名程度

▼貸付対象／次の全てに該当する方

○ 令和8年4月1日現在、次のいずれかに入学予定または在学中であること。

・学校教育法に規定する大学または短期大学

・専修学校またはこれに相当すると認められる学校

(ただし、大学受験のための予備校、公務員試験受験のための学校を除く)

○ 舟形町に住所を有する方の子弟

○ 品行が正しく、学術に優れていること

▼貸付制度概要

○ 貸付額／月額5万円以内

○ 貸付期間／令和8年4月～最終学年の終期

○ 利子／無利子

○ 貸付の方法／毎月1月分を指定する日に貸付(*ただし、4月と5月分は5月の振り込み)

○ 返還方法／原則として、貸付終了から1年経過した後、大学は8年以内、短期大学及びその他の学校は5年以内に返還する。

▼申請受付期間／2月24日（火）～3月13日（金） *土曜・日曜・祝日を除く

▼申請手続／舟形町教育振興修学資金貸付申請書(様式第1号)に保証人2名を付し、次の書類を添えて舟形町教育委員会教育課学事係へ提出(持参)する。

3月13日（金）までに提出が必要な書類

① 舟形町教育振興修学資金貸付申請書(様式第1号)

・申請者は、修学生本人

・家族及び生計の状況は、所得の欄まで記入して下さい

* 保証人の要件

・父母等の保護者保証人1名と家族以外で独立の生計を営む成年の方1名

② 保護者と修学生的親子関係がわかる書類

・戸籍抄本等

③ 納税証明書

・保証人2名分(各1通) *令和6年度の証明書(滞納なしの証明で可)

④ 所得証明書

・保証人2名分(各1通) *令和6年度の証明書

⑤ 貸付申込期間確認票

4月15日（水）までに提出が必要な書類

① 在学証明書 1通

（進学先の学校から、4月1日以降に証明書類を発行してもらってください。）

* 証明書の提出が遅れる場合には、予めご連絡をお願いします。

貸付決定後提出する書類（手続きを簡素化するため、在学証明書と一緒に提出可とします。）

- ① 誓約書（日付は令和8年4月30日付け、保証人欄の印鑑は、印鑑登録証明書の印鑑を押印してください。）
注複写式の用紙のため、この用紙を下にして他の用紙の記入を行わないでください。
- ② 借用証書（修学生本人名義で日付は令和8年4月30日付け、1枚目に収入印紙1000円を貼付して割印をすること。）
注複写式の用紙のためこの用紙を下にして他の用紙の記入を行わないでください。
- ③ 振込口座届出書（修学生本人名義の口座）
- ④ 保証人2名の印鑑登録証明書（各1通）

▼新やまがた就職促進奨学金返還支援事業助成候補者の募集／将来の担い手となる若者の地元への回帰・定着を促進するため、舟形町教育振興修学資金の貸与を受け、一定の要件（大学等卒業後13か月以内に、山形県内に居住かつ就業を開始し、その後3年以上継続するなど）を満たす方に対して、町と県が連携して奨学金の返還を支援する事業を実施しています。
本事業は、5月に募集予定です。

▼貸付決定／4月下旬～5月上旬、町修学資金貸付選定審査会において、貸付希望者の中から適格な者を選定後、貸付決定について修学生的保護者あてに書面にて通知します。

▼申込み・問い合わせ／舟形町教育委員会教育課学事係 ☎0233-32-2379